

●令和6年度食育実施事業【健康づくり課】

健康-1	事業名： 令和5年度食育推進検討会報告書の配布
対象	栄養・食育関係、子ども・学校関係及び行政職員など
内容	作成部数 560部 食育推進関係部署（小中学校校長会など）へ配布 その他区民（区政情報コーナー）
備考	媒体：食育検討会報告書

健康-2	事業名： 地域活動栄養士への支援（栄養オンライン講習会）
対象	地域で活動する栄養士
内容	講習会の開催 日 時：令和7年3月3日（月） テーマ：「腎臓を守るための食事（腎臓病予防講習会）について」 講 師：東京医科大学 主任教授 菅野 義彦 教授 参加人数：32人
備考	Webexを使用したオンラインでの講習会を実施した。

健康-3	事業名： ホームページによる情報提供
対象	区民
内容	- 平成24年4月から健康教育及び食育活動の推進のため、ホームページを活用して[健康バランスメニュー]の紹介をした。 - 平成27年度から食環境整備として開始した「おおた健康メニュー協力店」を、ホームページを活用して区民への普及を図った。 - 令和2年度より「かんたん離乳食の作り方（動画、レシピ）」「妊娠期の食事のポイントとレシピ」を掲載した。 - 令和3年度より「おおたの食育」「やさいを食べようびょん」「食育クイズに挑戦！」を掲載した。 - 令和4年度より「生活習慣病予防（野菜・減塩）」「災害時の食事」などを掲載した。 - 令和5年度は「生活習慣病予防」などのページをさらに充実させた。 - 令和6年度は「栄養オンデマンド講演会」の動画を掲載した。
備考	

健康-4	事業名： 若者への食育啓発事業
対象	区民
内容	若い世代に向けて、将来の生活習慣病予防につなげるため、大田区内商店街の店舗やコンビニエンスストアでポップ等を掲示し、ミニパンフレットを配布して、野菜摂取を促した。また、高等学校、専門学校、スーパー等、配布先を追加して、ポスター掲示を行った。
備考	

●令和6年度食育実施事業【健康づくり課】



ミニパンフレット

健康-5	事業名： おおた健康メニュー協力店 （食環境整備として）
対象	飲食店
内容	・平成27年度より開始した、食を通じて区民の健康づくりを応援する事業である。 ・登録店舗には「野菜たっぷりメニュー」を提供してもらい、「健康メニュー協力店ステッカー」を店頭に掲示する。 ・チラシ、ホームページを作成し、区民への普及を行った。 ・令和5年度より、情報提供店の登録を開始した。 ・令和6年度協力店登録店舗数：66店舗 登録店累計：89店舗
備考	

ステッカー



協力店
チラシ

●令和6年度食育実施事業【健康づくり課】

健康-6	事業名：栄養成分表示の普及・啓発
対象	区民
内容	・栄養成分表示の義務化について食品業者への周知を行った。（食品衛生講習会でのちらしの配布） ・ホームページに栄養成分表示に関する記事を掲載した。
備考	

食品関連事業者の皆様へ

栄養成分表示 していますか？

2020年4月1日 から容器包装に入れた、消費者に販売される加工食品・添加物には**栄養成分表示の表示義務**があります。

※一部、表示が省略できる場合や表示を要しない場合があります。

2020年4月1日から新たな表示義務が完全施行となり、栄養成分表示の義務が定められました。容器包装に入れた加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務付けられています。パッケージなどに右下の【新表示例1・2】のような表示がなければなりません。栄養成分表示を省略しなくてはなりません。(但し、例外は、食品表示基準に定められています。)

※なお、食品表示基準の施行により、栄養成分表示の方法や原材料表示、アレルギー表示等の方法も変更されています。

【例1】クッキー

【新表示例1】クッキー

【新表示例2】ロールパン

【例2】ロールパン

【新表示例2】ロールパン

※食品表示基準に基づき、栄養成分表示の方法や原材料表示、アレルギー表示等の方法も変更されています。

問合せ先：大田区健康課 健康づくり課 電話 5744-1683
大田区健康課 電話 5746-0661
大田区健康課 電話 5743-1791

健康づくり課 電話 5744-1683
大田区健康課 電話 5746-0661
大田区健康課 電話 5743-1791

食品の表示制度については東京都の食品安全情報サイトへ [こちら](#)

一般加工食品を製造、加工、輸入、販売される 消費者庁

食品関連事業者の皆様

正しく理解していますか？

小規模の事業者における栄養成分表示の省略

○小規模の事業者が販売する^{※1}食品は、栄養成分表示を省略することができます。

○ただし、小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模ではない場合、その食品を販売するときは栄養成分表示が必要です。

○この場合、必ずしも製造者(小規模の事業者)が栄養成分表示をする必要はなく、販売する者(スーパー等小規模ではない事業者)が表示しても構いません。

※1 小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・中小企業基本法に規定する小規模事業者^{※2}

【製造】

【販売】

この商品の栄養成分表示は省略できます^{※3}。

【製造】

【販売】

この商品の栄養成分表示は省略できません。

※1 食品表示基準において「表示者の関与(食品の所有権の移転、引渡等)を伴う食品が消費者に提供されていること」が要件です。

※2 詳細は食品表示基準「第10条」を参照してください。食品表示基準の施行により、食品表示に関する表示義務が定められている食品は、栄養成分表示を省略できません。

※3 小規模事業者が製造する食品は、小規模事業者が販売するサービス業に限り、栄養成分表示を省略することができます。

掲載のページ [大田区ホームページ](#) / [生活情報](#) / [保健・衛生](#) / [健康づくり](#) / [食生活\(健康\)](#) / [栄養成分表示](#)

栄養成分表示

更新日: 2020年9月27日

栄養成分表示

加工食品等にはエネルギー、栄養成分の含有量が表示されています。これを栄養成分表示とします。

私たちは、栄養成分表示を読み解き、活用することで、エネルギーや栄養素などの摂取量を知ることができ、健康づくりに役立てることができます。

栄養成分表示を活用してみませんか？(消費生活センター)PDF:1.19KB

表示例 ヨーグルト

さらに詳しい情報はこちらをご覧ください。

[栄養成分表示の活用 \(消費生活センター\)](#)

食品業者向けチラシ

ホームページ掲載記事